

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例（平成２２年久喜市条例第６４号）の一部を次のように改正する。

第２０条第１項第２号中「２９万５，０００円」を「３０万５，０００円」に改め、同項第３号中「５４万５，０００円」を「５６万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

第２条 この条例による改正後の久喜市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。